

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第41回

著作権(3)

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

本連載では、前々回より中華人民共和国著作権法(以下「著作権法」という)中華人民共和国著作権法実施条例(以下「実施条例」という)及びその関連規定についての基本的な問題を取り上げている。今回は著作物の使用許諾及び著作権の譲渡について検討する。

VI 使用許諾契約の種類

Q6 日本企業X社は、X社が著作権を有する著作物を中国企業Y公司に利用させてY公司から報酬を受けることを考え、現在Y公司与契約交渉を行っています。しかし、契約交渉中、Y公司から中国の著作権法に基づく専用的使用許諾契約を締結したい旨の強い要求がありました。そこで、専用的使用許諾契約とはどのような契約なのでしょうか。また、非専用的使用許諾契約とどのような点が違うのでしょうか。

A6 専用的使用許諾契約とは、ライセンサーである著作権者が、ライセンシーである他人に対し著作物を利用することを許諾する著作物使用許諾契約のうち、ライセンシーが、ライセンサーである著作権者を含む全ての者に対して、ライセンシーが許諾を受けた方法と同様の方法で著作物を利用することを排除できる内容を有するものをいいます。この場合、ライセンサーである著作権者は、ライセンシー以外の者に対しライセンシーに許諾した方法と同様の方法で著作物を利用することを許諾できず、報酬についても、専用的使用許諾契約を締結したライセンシーからのみ取得することになります。

これに対し、非専用的使用許諾契約が締結された場合、ライセンサー

である著作権者は、同時に複数のライセンシーに対して、同様の方法で著作物を使用することを許諾できるため、専用的使用許諾契約を締結した場合と異なり、多数のライセンシーから広く報酬を取得することができます。

1. 著作物の使用許諾契約の特徴

(専用的使用許諾契約と非専用的使用許諾契約の共通点)

(1) 著作物使用許諾契約の締結

著作権法第10条第2項は、著作権者は、他人が著作権法第10条第1項第5号から第17号までに定める権利（複製権、発行権、賃貸権、展覽権、上演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、制作権、改編権、翻訳権、編集権及び著作権者が有すべきその他の権利であり、以下「財産権」という）を行使することを許諾し、かつ約定または著作権法の関連規定に基づいて報酬を受けることができる旨を規定している。例えば、ある著作物についての著作権者であるA公司是、B公司に対して、B公司が当該著作物を複製することを許諾し、B公司から報酬を受けることができる。

そして、著作権法第24条第1項は、他人の著作物を使用する場合は、原則として著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない旨を規定しているため、著作物の使用許諾を行う場合には、ライセンサーである著作権者とライセンシーの間で必ず使用許諾契約を締結しなければならない。もっとも、著作権法第22条（私的利用、引用、報道、学術研究等の場合）及び著作権法第23条（教科書への掲載の場合）のように、ライセンサーである著作権者の許諾を受けなくてもよい旨が著作権法に定められている場合には、例外的に使用許諾契約を締結する必要はないとされている（著作権法第24条第1項）。

(2) 使用許諾の対象となる権利

著作権は、いわゆる著作者人格権（発表権、署名権、修正権、同一性保持権）と上記の財産権という様々な権利の集合体である。しかし、著作権の全ての権利が使用許諾の対象となるのではなく、著作権のうちで使用許諾の対象となるものは財産権であり、著作者人格権は使用許諾の対象とならない（著作権法第10条第2項参照）。

なお、財産権の各種の権利は、それぞれを異なるライセンシーに対して使用

許諾することができる。例えば、ライセンサーである著作権者は、1つの著作物の複製権と上映権を異なるライセンシーに対して許諾することができるのである。また、同種の権利であっても、使用方法が異なれば別々のライセンシーに対して使用許諾することができる。例えば、ライセンサーである著作権者は、同じ複製権であっても、日本での複製権と中国での複製権を異なるライセンシーに対して許諾することができるのである。

(3) 使用許諾契約締結の場合の報酬の支払

著作権法第10条第2項は、著作物の使用許諾が行われた場合、ライセンサーである著作権者は約定または関連規定に基づいて報酬を受けることができる旨を規定している。そして、著作物の使用許諾が行われる場合の報酬の支払方法は、原則として使用許諾契約において定められる（著作権法第24条第2項第4号、著作権法第27条）。なお、著作物使用の報酬支払基準は、当事者で約定することもできれば、国務院の著作権行政管理部門が関連部門と共同で定めた報酬支払基準に従って報酬を支払うこともでき、当事者が明確に約定していない場合には、国務院の著作権行政管理部門が関連部門と共同で定めた報酬支払基準に従って報酬を支払うものとされている（著作権法第27条）。

(4) 第三者に対する使用許諾の原則禁止

著作物の使用許諾を受けたライセンシーは、著作権そのものを取得したわけではないので、ライセンサーである著作権者の同意なく、第三者に対してさらに著作物の使用を許諾することはできない。そこで、実施条例第24条は、契約に別途約定がある場合を除き、ライセンシーが第三者に同一の権利を行使することを許諾する場合は、著作権者の許諾を得る必要がある旨を規定している。例えば、ある著作物の著作権者であるA公司から、B公司が当該著作物を複製することの許諾を受けたとしても、B公司はA公司の同意がない限り、他のいかなる第三者に対しても当該著作物の複製を行うことを許諾できず、B公司が他の第三者に対し、A公司に無断で当該著作物の複製を許諾した場合には、A公司の著作権侵害を構成することになる。

2. 専用的使用許諾契約の特徴

著作物の使用許諾契約には、著作権法上、専用的使用許諾契約と非専用的使用許諾契約の2種類がある（著作権法第24条第2項第2号）。

（1）専用的使用許諾契約の内容

専用的使用許諾契約とは、ライセンシーが、著作権者を含む全ての者に対して、ライセンシーが許諾を受けた方法と同様の方法で著作物を使用することを排除できる権利をいう（実施条例第24条参照）。例えば、ライセンサーである著作権者A公司与ライセンシーB公司との間で複製権に関する専用的使用許諾契約が締結された場合、B公司是、A公司に対し、A公司自身が著作物を複製しないこと、及びA公司がB公司以外のいかなる第三者に対しても当該著作物の複製を許諾しないことを主張できる。言い換えれば、ライセンサーである著作権者が専用的使用許諾契約に違反して、著作権者自ら著作物を使用しまたは専用的使用許諾を受けたライセンシー以外の第三者に対して著作物の使用を許諾した場合には、当該ライセンシーは、ライセンサーである著作権者に対して専用的使用許諾契約違反を理由に損害賠償請求訴訟を提起することができる。

（2）専用的使用許諾契約の形式

実施条例第23条は、許諾される権利が専用的使用権である場合は、使用許諾契約は原則として書面形式を採用しなければならない旨を特に規定している。もっとも、例外として、新聞社、雑誌社が著作物を掲載する場合は書面形式を採用する必要はない（実施条例第23条但書）。

（3）著作権行政管理部门への契約の届出

専用的使用許諾契約を締結したとしても、当該契約を著作権行政管理部门に届け出る法律上の義務はない。

もっとも、実施条例第25条は、ライセンシーは、ライセンサーである著作権者との間で著作物の専用的使用許諾契約を締結する場合には、著作権行政管理部门に届け出ることができる旨を規定している。

3. 非専用的使用許諾契約

（1）非専用的使用許諾契約の内容

ライセンサーである著作権者とライセンシーの間で非専用的使用許諾契約が締結された場合、ライセンサーである著作権者は、同時に他の複数のライセンシーに対して、同様の方法で著作物を使用することを許諾することができる。例えば、ライセンサーである著作権者A会社とライセンシーであるB会社の間で複製権に関する非専用的使用許諾契約が締結された場合、A会社はB会社以外のC会社やD会社に対しても、非専用的に著作物を複製することを許諾することができるのである。したがって、非専用的使用許諾契約のみが締結されている場合には、ライセンサーは、多数のライセンシーに対して非専用的使用許諾を行うことにより、広くライセンスフィーを取得することができることになる。言い換えれば、専用的使用許諾を受けた場合と異なり、非専用的使用許諾契約を受けたライセンシーは、ライセンサーである著作権者が他のライセンシーに対して著作物の使用を許諾したとしても、ライセンサーである著作権者に対して損害賠償請求訴訟を提起することはできない。

(2) 非専用的使用許諾契約の形式

専用的使用許諾契約を締結する場合と異なり、非専用的使用許諾契約を締結する場合、書面による契約の締結は法律上明確には要求されていない（実施条例第23条参照）。しかし、非専用的使用許諾契約に関連して後に紛争が発生することを防止するため、非専用的使用許諾契約を締結する場合にも書面をもって契約を締結するべきである。

(3) 著作権行政管理部门への契約の届出

専用的使用許諾契約と異なり、非専用的使用許諾契約を著作権行政管理部门に届け出ることとはできないと解される（実施条例第25条参照）。

VII 著作権の譲渡と使用許諾契約

Q7 日本企業P社と中国企業Q会社が出資して設立した中外合弁企業R会社は、Q会社の有する著作権の譲渡を受けることを希望していますが、Q会社は、将来、中国企業S会社に対して使用許諾をすることを考えているため、R会社に対して

も著作権を非専用的に使用許諾することを希望しています。そこで、中国の著作権法において、著作権の譲渡と非専用的使用許諾にはどのような差異があるのでしょうか。

A7 著作権の譲渡が行われた場合、譲渡の対象となった当該権利は譲受人に移転し、譲渡人は当該権利につき無権利者となります。したがって、著作権の譲渡が行われた場合、譲受人は当該権利を第三者に対してさらに使用許諾して報酬を受けることができます。また、著作権侵害行為に対して損害賠償請求訴訟を提起する権利は、譲渡人ではなく、譲受人が有することになります。これに対し、非専用的使用許諾契約が行われた場合、ライセンシーはライセンサーである著作権者から使用許諾を受けた権利を第三者に対してさらに使用許諾することはできません。また、著作権侵害行為に対して損害賠償請求訴訟を提起する権利は、ライセンシーではなく、ライセンサーである著作権者に依然として残ることになります。

1. 著作権の譲渡の内容

2001年10月27日の改正前の著作権法は、著作権の譲渡について明確に規定していなかったが、同改正後の現行著作権法第10条第3項は、著作権者は著作権のうちの財産権の全部または一部を譲渡し、かつ約定または著作権法の関連規定に基づいて報酬を受けられる旨を規定している。例えば、著作権者であるA会社は、B会社に対して複製権を売却し、B会社からその代金を受けられるのである。

そして、著作権法第25条第1項は、著作権を譲渡する場合、譲渡契約を締結しなければならない旨を規定しているため、著作権の譲渡を行う場合には、譲渡人である著作権者と譲受人の間で必ず著作権譲渡契約を締結しなければならない。

なお、著作権の譲渡と著作物の所有権の移転とは明確に区別する必要がある。すなわち、著作権法第18条本文は、美術等の著作物現物の所有権の移転は、著作物の著作権の譲渡とみなさない旨を規定し、著作権の譲渡と著作物の所有権の移転とを明確に区別している。例えば、ある美術品の所有権をC氏が有し、当該美術品の著作権は著作者であるD氏が有していた場合に、当該美術品の所有権がC氏からE氏に移転したとしても、著作権のうちのほとんどの権利は依然とし

でD氏にあるのである。もっとも、著作権法第18条但書は、著作権のうち、美術著作物の原物の展覧権は原物の所有者が享有する旨を規定しており、上記の例でいえば、当該美術品原物の展覧権は、新所有者であるE氏が有することになる。

2. 譲渡の対象となる権利

著作権法第10条第3項によれば、使用許諾の場合と同様、著作権のうちで譲渡の対象となるものは財産権であり、著作者人格権は譲渡の対象とならない。また、使用許諾の場合と同様に、財産権の各種の権利は、それぞれを別の譲受人に対して譲渡することができる。例えば、著作権者は、複製権と上映権を別の譲受人に対して譲渡することができる。また、同種の権利であっても、使用方法が異なれば別の譲受人に対して譲渡することができる。例えば、同じ複製権であっても、日本における複製権と中国における複製権を別の譲受人に譲渡することができるのである。

3. 著作権譲渡契約と非専用的使用許諾契約との差異

(1) 契約当事者の権利

著作権の譲渡が行われた場合、譲渡の対象となった権利について譲渡人は無権利者となり、譲受人のみが権利者となる。したがって、譲渡人は譲渡された権利を行使できなくなる。

これに対し、非専用的使用許諾が行われた場合、前述のように、ライセンサーは依然として著作権者であり、ライセンシーは単に非専用的に著作物を使用する権利を得るにすぎない。

(2) 報酬の支払

著作権法第10条第3項は、著作権の譲渡が行われた場合、譲渡人は約定または関連規定に基づいて報酬を受けることができる旨を規定している。そして、著作権の譲渡が行われる場合の報酬（譲渡金）の額及び支払い方法は譲渡契約において定められる（著作権法第25条第2項第3号及び第4号）が、当該権利の売却代金が、一括または分割により支払われることになるのが一般的である。

これに対し、非専用的使用許諾契約の場合は、前述のように、報酬の支払方

法としていくつかの方法が考えられる。

(3) 契約の締結

著作権の譲渡を行う場合には、専用的使用許諾を行う場合と同様に、書面の契約を締結しなければならない旨が明確に規定されている（著作権法第25条第1項）。また、実施条例第25条は、著作権者との間で著作権の譲渡契約を締結する場合には、専用的使用許諾契約を締結する場合と同様に、著作権行政管理部門に届け出ることができる旨を規定している。これに対し、非専用的使用許諾を行う場合、前述のように、契約の締結は必要であるが（著作権法第24条第1項）書面の契約を締結することは明確には要求されておらず（実施条例第23条本文参照）また、当該契約を著作権行政管理部門に届け出ることにはできないと解される（実施条例第25条参照）。

(4) 第三者に対する使用許諾

著作権譲渡の場合の譲受人は、譲渡の対象となった権利について完全な権利者となる。したがって、当該権利の譲受人は、第三者が当該権利に基づいて著作物を使用することを自由に許諾できる。例えば、著作権者であるA公司から、B公司が複製権を譲り受けた場合は、B公司は第三者が当該著作物を複製することを、A公司の同意なく自由に許諾できることになる。

これに対し、非専用的使用許諾契約のライセンサーは、前述のように、ライセンサーである著作権者の同意なく、第三者に対して著作物の使用を許諾することはできない。

(5) 権利が侵害された場合

著作権の譲渡が行われた場合、譲渡の対象となった当該権利は譲受人に移転している以上、当該権利が侵害された場合に被侵害者となるのは譲受人であり、譲受人が侵害者に対して損害賠償請求等の訴訟を提起することができる。他方、譲渡人は侵害者に対して損害賠償請求等の訴訟を提起することはできない。

これに対し、非専用的使用許諾契約のライセンサーは、著作権そのものを取得したわけではないので、著作権を侵害した者に対して損害賠償請求等の訴訟を提起する権利を有しない。